

たつの市入札参加資格登録申請 Q&A

令和3年12月

質 問	回 答
1 全 般	
今回の入札参加資格の有効期限はいつまでですか。	令和4年4月1日から令和6年3月31日 までの2年間になります。 (物品・役務については、 令和2年4月1日から令和5年3月31日 までの3年間になります。)
申請書類はどのように綴じればよいですか。	申請書類一式をA4版フラットファイルに綴じて提出してください。 ※工事の登録申請において、「経営事項審査結果通知書」は綴じ込まずに提出して下さい。 (物品・役務の補充受付については、指定用紙の左側2か所をホッチキス留めで提出して下さい。)
A4版フラットファイルの色指定、背表紙標記の指定はありますか。	工事の登録申請においては A4・青色系フラットファイル に、コンサル(委託業務)の登録申請においては A4・赤色系のフラットファイル に綴じてください。 表紙及び背表紙には業者名を表記してください。
1つの業種内で営業所を分けて申請できますか。(例:コンサル業務のうち、測量業務を本社、建設コンサルタントをT営業所で申請すること。)	工事、コンサルの各業種内では、1営業所にて申請願います。(例の場合では、本社またはT営業所のどちらか1つで申請願います。ただし、工事を本社、コンサルをT営業所で申請することは可能です。)
申請書の提出には、どんな方法がありますか。	原則 郵送にて提出 をお願いします。なお、市内本店・営業所の場合は持参も可能としております。
郵送の場合、受付期間はどうか考えたらよいですか。	受付期間については、ホームページ上に掲載しています。また、 受付期間中の消印 のあるものが有効となります。
登録できる業種や営業種目の数に上限はありますか。	建設工事、測量・建設コンサルタント等についての上限設定はありません。
申請書類に不備又は誤記があった場合はどうなるのですか。	所定の期間までに不足書類及び申請内容について補正していただくよう、こちらから連絡いたします。なお、受付期間は特に混雑が予想されますので、受付期限以降の連絡となる場合がありますので、ご了承願います。

<p>申請書の「登録番号」とは、何を記載すればよいでしょうか。</p>	<p>前回受付させていただいた4ケタもしくは5ケタの番号と同じです。不明な場合はお問い合わせください。</p>
<p>たつの市では受付票は発行されないのですか。</p>	<p>受付票は発行していません。 ただし、申請者が受付の確認を希望する場合には、返信用封筒（切手を貼付・返信先を記入）及び受付票（任意様式）又は返信用はがきを申請書に添付していただければ、受付印を押し、返送いたします。</p>
<p>令和4年4月1日より、会社情報（代表者・住所等）が変更になる場合、どのように申請すればよいですか。</p>	<p>申請書等には、申請日時点での会社情報を記入してください。4月1日以降、変更届と変更に伴う必要な書類（登記簿謄本、印鑑証明書等）が揃った時点で速やかに提出して下さい。変更届の提出をもって、会社情報の変更手続きを行います。</p>
<p>2 納税証明書</p>	
<p>たつの市内に本社又は支店等がない場合は、市税に係る未納税額のない証明書は必要でしょうか。</p>	<p>県税及び市税に係る未納税額のない証明書（完納証明）は、たつの市内に本店又は委任を受けた支店等の営業所がある場合のみ提出して下さい。</p>
<p>納税証明書には有効期限はありますか。</p>	<p>納税証明書の有効期限は発行期間の規定によりますが、今回の申請にあたっては、証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものを提出して下さい。</p>
<p>納税証明書の対象年度は。</p>	<p>証明日時点で納期が到来している全ての税が対象となります。</p>
<p>3 経営事項審査</p>	
<p>経営事項審査結果の有効期限は、通知日からですか。</p>	<p>通知日ではなく、審査基準日から1年7カ月です。</p>

※このQ&Aは、原則として、物品・役務に係る入札参加資格申請登録についても準用します。